

令和8年度

沖縄県バス通学費等支援のご案内 (バス・モノレール通学費支援)

意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、以下の世帯を対象にバス・モノレール通学費を支援（無料化）します。

1 対象者等 次の①と②の要件を満たしている方が対象となります

- ① 次のア～オのいずれかに該当する世帯
 - ア 最新年度の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税世帯（保護者全員）
 - イ 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯
 - ウ 離職等の家計急変により ア、イ と同程度の収入状況と見込まれる世帯
- ② 県内の県立高校（全日制・定時制・通信制）、県立中学校、国立高等専門学校（1年～3年）、私立高校、私立中学校に在籍する生徒

ただし、ほかの制度で通学費の支弁対象となっている場合は対象外となります。（例）生活保護（生業扶助）受給世帯 など

利用できるバス会社等	支援方法
琉球バス交通、那覇バス、沖縄バス、東陽バス 沖縄都市モノレール	申請区間（自宅から学校まで）で利用可能なオキ力を交付
高速バス（琉球バス交通、那覇バス、沖縄バス、東陽バス） ※系統番号 111, 117	申請区間（自宅から学校まで）で利用可能な回数券を交付
【本島】やんばる急行バス、平安座総合開発、国頭村営バス 護佐丸バス、Nバス、なご丸 【宮古】宮古協栄バス、八千代バス・タクシー、共和バス 【石垣】東運輸 【久米島】久米島町営バス	申請区間（自宅から学校まで）で利用可能な利用券を交付

2 申請期間

- 随時申請を受け付けています。
 ※毎月5日までに提出していただくと、審査後、翌月1日から利用可能なオキ力等を交付します。
 （例）4月21日に提出→6月から利用可能なオキ力等を交付

3 申請書類

- ①バス通学費等支援事業認定申請書（バス・モノレール通学費支援）（様式1号）
- ②下記の書類のうち、いずれか1つ
 - ・最新年度の課税証明書または非課税証明書（写可）
 ※6月までの申請は令和7年度課税証明書を提出可能。7月以降は令和8年度課税証明書を提出。
 ※保護者全員分の課税証明書を提出。
 - ・児童扶養手当証書（写）または母子及び父子家庭医療費受給者証（写）
 - ・家計急変に係る世帯の収入状況等を証明する書類一式（詳しくはQ & A 9を確認して下さい）

4 提出先

在学している学校に提出して下さい。

申請書はインターネットでもダウンロードできます

バス通学支援 教育委員会



5 その他

毎月の利用実績を報告する必要があります。

お問い合わせ

【国公立】教育支援課（バス通学費等支援専用ダイヤル）098-866-2116
 【私立】総務私学課 098-866-2074

Q & A

利用に関する質問

	Q	A
1	申請した時と異なるバス会社や区間は利用できますか	<u>無料が適用されず運賃が発生します。</u> 申請したバス会社と区間のみ利用ができます
2	土日や祝日も利用できますか	利用可能です。

申請に関する質問

	Q	A
3	行きと帰りで異なるバス会社や区間を申請できますか	できません。 行きと帰りは同じバス会社・区間になります。
4	どのバスに乗ればいいか分かりません。 バスのダイヤを教えてください。	「のりものNAV!」などのサイトで調べることができます。 試しにバスに乗り、自分にあったバスか確認することをお薦めします。
		利用するバス停が分かっている方 のりものNAV! 
		バス停・路線をお探しの方 Yahoo! JAPAN路線情報 
		バス停・路線をお探しの方 Googleマップ 
5	共同運行路線とは何ですか	一部の路線で琉球バス交通と沖縄バスが共同でバスを運行しています。 その路線は琉球バス交通・沖縄バスどちらでも利用できます。 【共同運行路線】 20,28,29,65,66,67,70,76,89,120,228
6	バスを乗り継ぐ必要がありますが、申請できますか	申請可能です。バスとモノレールの乗り継ぎも可能です。
7	行きはモノレール、帰りはバスを利用したい	行きと帰りが異なる区間での申請は出来ません。 モノレールとバスを乗り継ぐ場合は、併用が可能です。
8	高速バス（琉球バス交通、那覇バス、沖縄バス、東陽バス）は利用できますか	系統番号111,117を利用する場合は、回数券を交付します。 同一区間で、回数券・専用オキカ両方での支援は受けられません。 【系統番号（高速バス）】 111,117……回数券を交付 【系統番号（高速経由）】 113,123,127,152…専用オキカを交付
9	離職等の家計急変による申請をしたいのですが、どういった書類を提出すればよいですか	離職等の家計急変により、保護者等全員が住民税所得割非課税と同程度の収入状況であることが見込まれる場合は、支援の対象となります。 次の①～④の書類を提出してください。 ①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書等 ②家計急変前の収入を証明する書類 最新の所得課税証明書（全項目が記載されているもの）※保護者全員分 ③家計急変後の収入を証明する書類 最新の源泉徴収票、給与見込証明書（家計急変後3ヶ月分の給与の記載があること。ただし、年間で賞与がある場合は賞与（見込額）を記載すること）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後）等 ④保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類 扶養誓約書、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 ※定年退職などは、家計急変の対象となりません。 ※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることができます。
10	認定された区間を変更したいのですが、どうすればいいですか。	認定された区間の変更申請は、隨時受け付けています。 バス通学費等支援事業認定申請書（バス・モノレール通学費支援）（様式1号）を在籍している学校に提出してください。 一度認定を受けているため、課税証明書等の要件確認書類の提出は必要ありません。毎月5日までに提出していただくと、審査後、翌月1日から区間変更後のオキカ等を交付します。

その他の質問

	Q	A
10	利用実績報告とは何ですか	バス等の毎月の利用状況を県に報告していただきます。 報告の方法などは、オキカ等の交付の際にご案内します。
11	在学中はずっと利用できますか	毎年3月末に更新があります。更新の際、課税証明書などの書類を提出していただく場合があります。認定要件から外れた場合は利用ができません。
12	休学した場合、再度申請しますか	休学の場合、オキカを停止する必要がありますので学校に連絡して下さい。復学後、利用したい場合は、再度申請をお願いします。